

学生総会議案提出制度施行規則

第1条 目的

学生総会議案提出制度施行規則（以下、「本規則」という。）は、学生総会における、横浜市立大学学生自治会中央委員会（以下、「本会」という。）会員による議案提出の手続きを定め、民主的かつ建設的な議論を促進することを目的とする。

第2条 概要

本会会員は、本規則に定める手続きを経て、学生総会の議長に議案を提出することができる。

第3条 学生総会の議長

学生総会の議長は、本会規約第27条に定めるとおり、本会委員長が務める。

第4条 議案の提出手続き

議長は、次に定める方法において提出された、別記第1号様式の議案提出書（以下、「提出書」という。）のみを、本規則に基づく議案の提出として受け付ける。

- (1) 提出書のデータを添付した電子メールを、議長宛に送付する方法
- (2) 提出書を印刷し、横浜市立大学サークルA棟101号室に持参する方法
- (3) 提出書を印刷し、議長宛に郵送する方法

2 議長が、提出された提出書に不備を確認した場合は、議案提出者（以下、「提出者」という。）に対してこれを通知し、差し戻すことができる。

3 議長は、提出書を受理した時点で開催予定である次回学生総会における提出書の受理状況を、本会会員に公開しなければならない。

第5条 議題の上程

議長は、各学生総会において、議題を10件まで上程することができる。

2 本会執行部は、提出書を受理した時点で開催予定である次回学生総会にお

ける提出書の受理数が 10 件を超えた場合、その旨を本会会員に公開しなければならない。

第 6 条 提出書の提出期日

議長は、提出者が、以下の各号に定める期日又は期間までに議長に提出書を提出した場合、提出された議案を学生総会の議案として認める。

ただし、以下の各号に定める期日又は期間については、まず第 1 号を適用し、この期日より後に学生総会の開催が告示された場合に限り、第 2 号を適用する。

- (1) 次回学生総会開催予定日の 24 日前まで
- (2) 学生総会開催の告示がされてから 7 日以内

第 7 条 議案の上程繰越

提出書の提出が以下の各号に該当する場合、議長は、原則として提出された議案を次回に開催予定である学生総会に上程する。なお、議長は上程繰越の旨を提出者に通知しなければならない。

- (1) 提出書の提出が、学生総会の開催時刻を超過した場合
- (2) 前条第 2 号に定める期日までに提出された提出書のうち、議長が学生総会に上程することができないとやむを得ず判断した場合
- (3) 第 5 条に定める、学生総会への上程数が 10 件を超えた場合

第 8 条 議案の棄却

以下に定める各号に該当する提出書が提出された場合、議長は、本会役員と協議の上、提出された議案を棄却することができる。

- (1) 他者の財産、プライバシー及び名誉などを侵害し又は毀損するもの
- (2) 犯罪行為、又は犯罪を助長させるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 著作権など、知的財産権を侵害するもの
- (5) そのほか、上程するにあたって、議長及び本会役員の協議によって不適切と判断されたもの

2 議長は、提出書の提出があった日から7日以内に本会役員と協議し、提出された議案の受理又は棄却について判断しなければならない。

イ 議長は、議案を棄却すると決定したとき、その根拠となる第1項の各号及び不適切と判断した理由を、棄却の決定があった日から3日以内に提出者に通知しなければならない。

第9条 異議申立

提出者は、議案の棄却に異議があるとき、本会執行部にこれを申し立てることができる。

2 本会執行部は、異議の申立を受けた場合、その申立を受けた日から7日以内に、執行部会にてその異議申立の正当性及び妥当性を判断しなければならない。

イ 執行部会にて、異議の申立が正当であると判断されたとき、議長は、直ちにその旨を提出者に通知し、あわせてこれを本会会員に公開しなければならない。

ロ 執行部会にて、異議の申立が正当でないと判断されたとき、議長は、直ちにその旨を提出者に通知しなければならない。

第10条 議題の公開

第8条及び前条に定める議案の棄却及び異議申立がなく、議長が議案を受理し、上程するときは、その議題の名称及び要旨を本会のホームページ等で本会会員に公開しなければならない。

イ この場合において、議長は、提出書を第6条第1号に定める期日までに受理したとき、学生総会の7日前に議題の名称及び要旨を公開しなければならない。

ロ この場合において、第6条第2号に定める期日のうち、第7条第3号を適用しない場合、議長は、学生総会の開催前日までに議題の名称及び要旨を公開しなければならない。

第11条 提出者の説明義務

提出者は、学生総会において、提出した議題の議事にあたり、議場にて議題の要旨及び内容を説明しなければならない。

第12条 施行期日

本規則は、令和7年5月15日より施行する。

2 本規則は、令和7年5月15日より発効する。

第13条 改正

本規則は、学生総会において過半数の賛成をもって改正することができる。

第14条 所管する事務局

本規則の施行及び適用に係る事務は、本会執行部が所管する。

議案提出書

西暦 年 月 日

学生総会議長 殿

提出者氏名： _____ 印

学部・学科： _____

学籍番号： _____

YCU メールアドレス： _____@yokohama-cu.ac.jp

学生総会議案提出制度施行規則第3条に則り、以下の議案を提出します。

1. 議案の名称

2. 議案の要旨

3. 議案を提出する理由